

岩手県告示第 168 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成 17 年 9 月 30 日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町

イ 期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は、当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 1(1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、1(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア 1(3)に掲げる措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 1(3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により1(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「所管する広域振興局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、1(5)ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 1(3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに所管する広域振興局長等の長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する広域振興局長等の長は、当該申請者が1(3)に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 所管する広域振興局長等の長は、1(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、1(1)イに定める期間内に1(3)に掲げる措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 所管する広域振興局長等の長は、1(5)エの措置を行った場合において、その費用の額が、1(3)の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成 17 年 9 月 30 日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町

イ 期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(2) 森林病害虫等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 2(1)アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

(4) 命令をしようとする理由 2(1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、2(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、2(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。